

第十六回 参議院厚生委員会會議録 第二十七号

昭和二十八年八月四日(火曜日)午後二時三十分開会

委員の異動

八月三日委員江田三郎君辞任につき、その補欠として竹中勝男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 豊清君
藤原 道子君

委員

藤原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
林 了君
湯山 勇君
山下 義信君
有馬 英二君

政府委員

厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
常任委員 多田 仁巳君
会専門員

本日開議に付した事件

○日雇労働者健康保険法案(内閣提出、衆議院送付)
○理事の補欠選任の件

○委員長(堂森芳夫君) それでは只今から厚生委員会を開会いたします。日雇労働者健康保険法案を議題といたします。先ず政府委員の説明を求めます。

○政府委員(久下勝次君) 法案の一條の条文につきましての御説明は省略いたしまして、主要な点につきまして若干数字の問題などを加えました御説明を申し上げます。

先ずその内容に入ります前に、日雇労働者健康保険法というものを私も提案をいたすようになりまして、趣旨につきまして申し上げたいと思っております。先ずその内容に入ります前に、日雇労働者健康保険法というものを私も提案をいたすようになりまして、趣旨につきまして申し上げたいと思っております。先ずその内容に入ります前に、日雇労働者健康保険法というものを私も提案をいたすようになりまして、趣旨につきまして申し上げたいと思っております。

就労日数が少ないような関係から申しますその程度が甚だしくなるわけでございまして。さような関係上現在の健康保険法の適用除外を外して、そのまま健康保険法を適用するという事は、結局現行健康保険の被保険者の保険料負担を増額するといふような措置をとらなければならぬことになるわけでございまして。さような関係もありませんので、一応これは別の制度としてその意味において考えたほうがよろしいといふことになつたわけでございまして。

一方又地域保険としての国民健康保険との関係があるわけでございまして。ところが申すまでもなく、国民健康保険はまだ全国半数の市町村に実施されておるに過ぎないといふ実情でありまして。而も大都市におきましては、殆んど国民健康保険は行われておらないと申してよろしいような実情であります。

日雇労働者が多くおられるところから国民健康保険のない都市であるといふような関係もありませんので、国民健康保険との関係につきましては、これはどうしても国民健康保険では日雇労働者の関係は調整することができないといふことになつたわけでございまして。ただ実際問題といたしましては、国民健康保険を施行しております地域に住んでおる日雇労働者がどうなるかといふことでございまして。これは法案の内容におきまして調整を加えることになつたわけでございまして、本法の第七條によつて特別の事由として国民健康保険の被保険者でありますものは、そ

の本人の選択によつて被保険者の承認を得てこの法律の適用を免れ得るようになつて調整いたしましたのであります。さような関係から結局これは別の制度として出発するのが最も妥当であるといふ考え方にいたしましたのであります。そこで第一点は適用範囲の問題でございますが、表題にも書いてありますように日雇労働者といふ言葉で括つてあります。実はいわゆる日雇労働者より適用範囲は広くしてございまして。これは本法の第三条に明らかになつておるのであります。狭い意味で日雇労働者と申しますと場合に、日々の契約によつて雇入れられる者を一般に言つておるものと解釈されるのであります。併しながらこの法案で日雇労働者といつておられるのは、それよりも遙かに範囲が広いのであります。いわゆる臨時的な労働者、健康保険法の適用を除外されておる「二箇月以内の期間を定めて使用される者」でありますとか或いは季節的業務に使用される者でありますとか、或いは臨時的な業務の事業所に使用される者、こういう三種のものは狭い意味のいわゆる日雇労働者以外のものでありますけれども、健康保険との関係もありませんので、これを一括して本法の適用をするように考えた次第でございます。いわゆる日雇労働者につきましては、この数がこの制度の根本になるわけであります。内閣統計局の調査によりますと、昭和二十六年事業所統計調査結果

報告というのが総理府統計局調であるわけであります。これによりますと、いわゆる日雇労働者の臨時又は日雇の職員及び労働者中健康保険法に規定する事業所に働く者が九十九万人という数字が出ておるのでございまして、このうちあとで申し上げます適用の事業が制限されておる関係で、私どもの考え方では三割は引いて計算いたしますと、大体約七十万ぐらいが形式的には本法の対象になるといふこととが、この統計調査の数字から出て来るわけであります。併し一方におきまして失業保険法の適用の適用から申しますと、失業保険法で適用しておる日雇労働者数は四十五万人といふことになつております。これより若干範囲が広い関係もありませんので、私どもはこれに一割を加えた五十万人程度が先ず初年度の数字としては適当であらうといふふうにいたしましたわけであります。これは一つには最初申上げましたように、就労の実情が不同でありますので、実際問題として把握が困難でございます。そこで被保険者数を過大に見積つておきますと、保険財政の上からも心配な点が出て参ります。それよりも見込みが低くなりまして、いろいろ財政上の問題も起つて参りますので、私どもとしては財政当局とも相談をいたしまして失業保険の適用対象者、現在四十五万人の一割増、五十万人というのを本法の対象として先ず初年度としては考えたので

の本人の選択によつて被保険者の承認を得てこの法律の適用を免れ得るようになつて調整いたしましたのであります。さような関係から結局これは別の制度として出発するのが最も妥当であるといふ考え方にいたしましたのであります。そこで第一点は適用範囲の問題でございますが、表題にも書いてありますように日雇労働者といふ言葉で括つてあります。実はいわゆる日雇労働者より適用範囲は広くしてございまして。これは本法の第三条に明らかになつておるのであります。狭い意味で日雇労働者と申しますと場合に、日々の契約によつて雇入れられる者を一般に言つておるものと解釈されるのであります。併しながらこの法案で日雇労働者といつておられるのは、それよりも遙かに範囲が広いのであります。いわゆる臨時的な労働者、健康保険法の適用を除外されておる「二箇月以内の期間を定めて使用される者」でありますとか或いは季節的業務に使用される者でありますとか、或いは臨時的な業務の事業所に使用される者、こういう三種のものは狭い意味のいわゆる日雇労働者以外のものでありますけれども、健康保険との関係もありませんので、これを一括して本法の適用をするように考えた次第でございます。いわゆる日雇労働者につきましては、この数がこの制度の根本になるわけであります。内閣統計局の調査によりますと、昭和二十六年事業所統計調査結果

さいます。かような被保険者に対しましてどういふに保険を運用して行くかということですが、先ず第一にこの日雇労働者がどういふようなところに働いたときにやるか、少くとも日雇労働者が働いて、この働いたところの全部を抑えるというのが本来の建前であらうかと思つたのであります。が、実際問題としていましては、個人が家庭に入つて働くというふうな場合も考えられますので、保険事務の運用の上から申しますと、さやうなところまで個々に抑えて行くことは保険料の徴集その他非常に困難でございますので、失業保険、日雇労働者に対する失業保険の実施のやり方からも考え合せをいたしまして、健康保険の適用事業所に働いた、先きに申上げた日雇労働者を被保険者とする、こういうような制限を加えたわけでありました。健康保険の適用事業所は、健康保険法で規定しておりますので、五人以上の健康保険法に定められた各種の事業所に働くものであります。そういう場合にのみ被保険者として保険料を納めなければならぬというふうな扱いにいたしましたわけでありました。こういたしました趣旨は、一つにはすでに現在これらの事業所におきましては、健康保険の適用を受け、保険料の納付もしておりますし、又保険の給付も受けておりますので、社会保険に対する理解も相当あるものと考えられますので、そういう意味におきまして実際の把握にも困難がないのじやないか、かように考えまして、その点の一つと、それからもう一つは、この健康保険の適用の事業所に働いた場合に適用するということにいたしますと、結局特定の事業所で健

康保険の適用を受けておるところで常雇のものは健康保険、臨時雇のものは日雇健康保険ということになりまして、結局名前は違いますが、二つの健康保険の適用をいづれかの形で受けられるということにもなるかと思つて、さやうなことにいたしました次第であります。なお特定の場合でございまして、緊急失業対策法に定める失業対策事業或いは又は公共事業を行います場合、これは健康保険法の適用の有無にかかわらず当然に本法の適用を受けるようになりまして、その事業に働きました場合には保険料を納め、被保険者給付を受ける資格を得ることができるといふような取扱いにいたしましたものでございまして、先ほどもちよつと国民保険の関係で申上げましたが、一応そういうふうなことでやつたのであります。ところが、なお大事な点は、保険給付を受ける資格要件であります。これも就労が不動であるという点から、従つて裏を返して申しますれば、保険料をどの程度納めるかということが、保険をやつて行く上に根本の問題になるわけでありました。この点につきまして日雇労働者に対する失業保険の先例がありまして、失業保険の場合には、失業をいたしました日の属する月の前二ヶ月間に二十八日分の保険料を納めていなくてはならないと、失業保険の保険金を受取る資格要件でございまして、健康保険におきまして、この法案におきまして、その先例にならぬようにして、病気になるました日の属する月、例えは今日病気がいたしますとすれば、七月と六月の二月を通じて二十八日間以上保険料が納められておれば、今病

気になりました場合に給付を受けられるというふうな要件にいたしましたわけでございます。保険料の納め方等はあとで申上げますが、さやうなふうな仕事でこの仕事をやりたいと思つております。そこで一応さやうなふうな適用範囲で行いますけれども、日雇労働者によりましては、実は本来の仕事が農業等をやつておつて、時折日雇労働者として働くというふうなものがありまして、これは一例でございまして、さやうな種類の人の中には二月間に二十八日ということがあるから、二月間に二十八日というものが満たされないのであるから、今申上げた資格要件にないのが明らかであります。これは、保険者の承認を得まして被保険者となることができるといふふうに本人の選択を認めておるのでござい

ます。それから健康保険による任意継続被保険者としまして、すでに健康保険の適用事業所に働かなくなつた場合でも、自分から保険料を納めることにより健康保険の被保険者としての資格を継続することができるといふ点がございます。さやうな場合にも勿論本人の選択でこの適用を受けられるというふうなことを考へております。その他は先ほど申上げた国民健康保険の被保険者である場合、或いは尼ヶ市等に例がございしますが、すでにさやうな小地域で日雇健康保険というものを事実上やつておるといふことがございます。さやうなふうなことにございまして、選択によつて承認を得て被保険者とならないことができるというふうなことにしております。これは以上申上げたのは大体四つの場合であります。日雇健康保険制度が強制適用の社会保険制度であります。実態から考えまして、さやうな除外例を認め

る考えでございまして、そこで日雇労働者の資格のありますもの、これは最初に申上げた範囲のものでございまして、さやうなものを対しましてはあらかじめ本人の申請によつて被保険者証、手帳を渡しておきます。で、その人は本法の適用のある事業所に働きました場合には、その雇用主が持つておる手帳を提出をいたしまして、雇用主はあらかじめ郵便局から印紙を購入しておきまして、その印紙を貼つて、さやうして消印を押すことによつて、事業主が保険料を納める、さやうな仕組で考へております。さやうな仕組で考へております。後に申上げるような事業主負担分は、当然事業主が負担をいたしますが、被保険者負担分は被保険者である日雇労働者に賃金を払います。場合に、それを差引いて賃金を支払うことができないというふうな考え方をいたしておるのであります。これは健康保険の場合、失業保険の場合がいずれも同様でございまして、保険料の納付義務は一応被保険者及び事業主となつております。けれども、直接政府に対して納付の義務を負いますのは事業主といふふうな仕組で考へておりました。それもその日その日のことと申しまして、印紙によつて保険料を納付する、その印紙が二十八日分貼つてありますれば、病気になる場合に医療が受けられる、さやうなふうな考えられ

た仕組でございまして、そこでいろいろの計算をいたしてみたいのでござい

手当金、病気で休みました場合の傷病手当金は、この案では全然給付をいたさないこととしてございます。それから歯科の場合には補綴の給付をいたさないこととしております。なお埋葬料、分焼料等々の健康保険で給付をされておりますようなものも制限をせざるを得ないような結果に相成つておるのであります。結局これは保険料の収入が少いために、問題はこの内容をよくするためにどこかに財源を求めなければならぬわけでありまして、本来ならば国庫の負担或いは補助を以ちまして給付の内容を上げるというところも考えてみたのであります。政府といろ／＼な折衝をいたしましたけれども、そこまで実現をいたしたことができませんでした。政府案をいたしましては、今申上げましたような給付内容の制限をいたしてやるわけでございます。

ここで最後に予算の内容を申上げておきたいと思いますが、予算の立て方は現行の厚生保険特別会計というものがございまして、この中に織り込みまして日雇健康勤定というものを新しく別途厚生保険特別会計法の改正によりまして新設する予定でございます。これも本国会で御審議を頂いておりますのでございます。一方事務費その他の保険給付、保健福祉施設等につきましては、現行の厚生保険特別会計法の中の業務勘定の中に日雇の必要な費用を組込んでおるわけでございます。個々の勘定に分けた数字を申上げますと混乱をいたしますから、両方を一本にしたものを御参考に申上げておきます。事務費と給付費と合せたものでございまして、そういったと歳入総額が五

億五千八百五十二万九千円でございます。歳出総額もそれに合せてございまして、この五億五千八百五十二万九千円のうち、本年保険料として入つて参ります額は三億七千五百円でございます。一方歳出のは同じく五億五千八百五十二万九千円でございます。保険給付費は一億四千二百万円、事務費が一億二千六百万円、保健福祉施設費が三千六百万円、予備費が二億五千三百万円、こういうふうな予備費が非常に多額になつておるのでございまして、これは法律の施行の関係からかやうになるのでございまして、現在私どもが考えております法の施行は、一応全面的に若し通過をいたしますれば、本年の十一月にこの法律全部を施行する予定でございます。施行いたしますけれども、先ず第一にやりますことは、五十万人を予定しております被保険者に対して、一人々々に申請に基づいて手帳を交付する事務がございまして、これが相当手間のかかる仕事でありますので、おおむねこれに二月半を予定いたしましたので、明年の一月十五日までに手帳の交付、帳簿整理等、具体的に法律が動いて参りますような諸準備を完了したいと考えております。そうして一月十五日から保険料を徴収する、こういう段取りを進める予定でございます。そうなりますと、二月間に二十八日という、先ほど申上げた受給要件が生きて参りますのが三月の初めからであります。二月が二十八日、一月が十五日でございますので、従いまして中には、その二カ月間で二十八日の受給要件を充たす人が出て来ると思ひますので、三月早々から実際の給付が始まるということになつて来ることを予

想いたしておるのであります。その関係上保険料は二月半、給付は受給要件の關係上一月ということになりますので、従いまして今申上げましたやうに、予備費が相当余ることになるわけでございますが、これは必然的に後へ送られて行くものであります。本年度順次これは先々の給付のためにとつておくべき金であると考えておるわけでございます。

若干くだ／＼したことを申上げたやうであります。日雇労働者健康保険法の内容につきましてひと互りの御説明を終りましたわけでございます。

○委員長(堂森芳夫君) 御質疑を願います。

○高野一夫君 ちよつと保険局長に伺いますが、この表を見ますと、事務費の全額が三億となつておりますが、給付費は結局総額幾らかかるといふことになりまして、大体見当は……。大よそでいいますから、七十八億とか八十億とかその辺ですか。

○政府委員(久下勝次君) 実は本年度の給付費というものは先ほど申上げたやうに、一カ月だけでございますので、予算上は一応……。

○高野一夫君 局長にちよつと伺つておきたいのは、現在は金がないからし

ようがないですが、将来、仮に来年度、再来年度でなくとも、できるだけ近い将来において事情が許すならばこの年間の給付費の何%かを国庫負担にする、したいというやうな御希望でも厚生省はお持ちでしょうか、それは好ましくないとお考えなんですか。

○政府委員(久下勝次君) 厚生省といつたしましては、この給付をこの法案で考えておりますやうな給付制限をやつていつまでもおくつもりはございませぬ。できるだけ給付制限を撤廃をして行くやうな方向で進みたいと考えておるわけに参らん事情がございまして、結局それは国庫補助ということにしわ寄せられると思ひます。その辺の關係は今後の交渉に待たなければならぬと思ひますが、私どもとしてはそういう交渉をいたしまして、できるだけ給付制限は緩和して行くやうに今後努力をいたす所存であります。

○榎原亨君 先ほどちよつと人数の統計をお話下さつたのであります。これは参考資料の七十四頁あたりのところから出ておるのでございまして、○政府委員(久下勝次君) 参考資料の六十三頁のところ申上げたのであります。ここにありますことを申上げたのであります。

○榎原亨君 その場合の家族の罹病率と申しますか、家族の医師にかかる比率はどのくらい、どこから統計が出ておりますか。

○政府委員(久下勝次君) 受診率と申しましたほうが正確かも知れませんが、受診率は日雇労働者そのものにつきましては何も資料はございません。私どもは政府管掌の健康保険の資料を

とりまして、ただ政府管掌健康保険をそのまま使うわけに参らない事情があります。それは給付制限の關係が受診率の減をどうみるかという問題が一つでございますが、日雇労働者の失業保険の例によりまして、一般労働者に比較いたしまして受給制限の關係から二割くらい受給が減つておるようでございます。そこで一般健康保険の場合の数字を本人家族共にそのまま取りまして、それを二割減いたしました、更に安全率を一割みております。そういうふうな計算の仕方をいたしております。

○榎原亨君 兵庫県の日雇労働者の小さい組合におきますところの家族の受診率についてお調べになつたことがありませんか。

○政府委員(久下勝次君) 或る程度の調査はいたしておるのでございまして、具体的に何か……。

○榎原亨君 兵庫県の日雇労働者の健康保険はうまく行つておりますのは、家族の受診率が非常に低いことでありまして、と申しますのは、家族の診療費を半額負担にいたしますために、日雇労働者その現金を払うことができませんから、従つて家族の受診率が非常に低くなつて来ておるのであります。

そういうふうな統計に基づく御調査がこの法案の基礎に参考となつておりますか、或いは単に普通の健康保険の二割減とかいふことで御計算になつておりますか、この法案の基礎が甚だ実情にそぐわないものじやないかと私は思ふのであります。その点についてお調べになつたことがあるかということをお聞きしたわけでありまして、

それからその次には学生のアルバイトについて、何かこういう方面についてお考えになつておられることがあるのでございませうか。又学生のアルバイトは、若しこの法律ができませんという、学生のアルバイトをそれによつてやろうというお考えでございませうか。それをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 先ず、前段のお話でございませうが、尼崎の事例につきまして、私ども係官を派遣いたしていろいろ調査をいたしたのであります。実は、その結果によりますると、尼崎の実情は、被保険者に或る程度の制限が加えられておるようでございます。従ひまして、これを直ちに取つて以てこの例とすることはできないということは多々ございませう。そのみならず極めて小地域の特別な事情でありますので、全体を推す資料として……

この尼崎の事例というものは、一つの例ではございませうけれども、こういう制度を始めます上には、少し資料としては不十分ではないかという考え方の下に、それよりもむしろ健康保険の永年の実績を考へまして、只今御引例の家族の問題につきましても、その点は健康保険でも同様でございませう。その点を考へ合せまして、健康保険の事例をとり、それに若干の調整を加えて基礎資料にいたしたのでございませう。

部省のほうとも話をいたしておるようでございますが、まだいずれとも結論が出ておりません。学生アルバイトでありまして、この法律が全然適用ないということはないと思ひますが、学生アルバイトをそのまま捉えて特別な措置を講ずるといふ点につきましては、それは、むしろ学生全体の現状から考へまして、別個の問題として考へたほうがよろしいのではないかと思ひます。

○榊原亨君 この現実の面におきましては、学生アルバイトがだん／＼殖えて参りまして、怪我をいたしますとか、或いは病気になるかということがあるのではないかと、一方におきまして、事業主は、常雇をいたして非正常な打撃を受けますよりも、むしろ学生アルバイトを日々雇として雇つたほうが得だということ、学生のアルバイトを盛んに使つておるといふ傾向が殖えて来てるのであります。そういう殖え来るといふと、殊に学生は勉強をするために、そういうふうなアルバイトをしなければならぬ状態でありまして、それらの傷害或いは疾病につきましても、何ら政府がお考えにならないうことについては、私どもとしては大いに関心があるわけでありまして、そのアルバイトの学生が日雇として働きましたところの傷害は、当然これに入ると私は思ひますが、その点は如何でございませうか。又今後におきまして、今お話になりまして、特別な学生アルバイトについては考へるといふお話でございませうならば、成るべく早い機会におきまして、こういう学生のアルバイトの擁護をして頂くことによりまして、日本の教育という上においても大きな問題があると思ひますが、その点のお話を承りたい。

○政府委員(久下勝次君) 先ず前段のお話は、お話の通りだと思ひます。結局この法律に定めておられます受給要件を満たさなければ、学生であるとか否にかかわらず、給付を受けることができないと思つておられます。ただ、実際問題としては、学生は、お話のようになつて、月給が本分でございませうから、果して月に十四日という受給要件が平均的に満たされまつかどうか、その辺は相当問題だと思つておられます。そういう意味合におきまして、その方面の關係のことは何か特別な制度を作りたいというところで、現在熱心にいろいろ駆け廻つたり検討いたしたりしておるようでございます。ただ、具体的な問題として、さてそれをどうするかということにつきましましては、なか／＼問題がむずかしいと思ひまして、言葉を変えて申しますと、学生自身の保険料負担能力というものは、大して多くのものを期待できないという事情がございませうので、何かこれは特別な措置を講じまさんと、普通の社会保険の観念では少し無理がありはしないかというふうにお考へておられます。

○榊原亨君 是非、この学生の健康保険というふうな広汎な意味でなくとも、一応前段階としてはいいのであると私は思ひますが、学生のアルバイトに出ました際の疾病については、是非とも何かの手をお考へ下さいませうことを厚生省に強く私は要望するものであります。

○政府委員(久下勝次君) 前段の御要望につきましては、文部省も関連をいたしておられますので、よく相談をいたしまして、御要望に副うように検討いたしたいと思ひます。

○榊原亨君 同じくこれは診療担当者との面心配しておることでございますが、被保険者が一部負担をいたします額が、若し金を持つていないとか何とかということ、事実上未収になるものが多いと思ひます。診療担当者も、その点について、診療担当者の迷惑にならない工夫を考へておいて下さいますのであります。又もう一つは、現在におきまして、救急病院等に担ぎ込まれます患者は、殆んど着物を持っておらないのであります。従ひまして、救急の場合、止むを得ませんから、病院の看護婦の着物を着せませうとか、病院の当直員の蒲団を着せると

かいうことでやつておりました、この被害が相当あるのであります。場合によりまして、或る消防のところが電話がかかつて、只今急患であるの所へ入れると、連れて来た患者が重症の結核患者であつて、それが着物も何も持つておらないので、先生方の着物を着せた、一度入るとなかなか退院しない。それで生活保護法その他の措置を講じようと思つても、なか／＼取次いでくれないということが實際の面でありませうが、ところが實際この労働者のかた／＼には、可なり収入のあるかたもおられますが、中には着のみのままというふうなかたがあるものであります。そういうことについて、この法律を施行されて、診療担当者が現実の面において困ります面について、具体的にどういふ御処置が講ぜられておるか、承らされて頂きたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 先ず最初の家族の一部負担と申しますか、むしろ家族が診療を受けました場合に、保険者の方から療養に要する費用の半額を支給する、こういうことになつておりますので、この点は健康保険の場合と同様であります。その半額分の保障につきましまして、この制度としてはどうも如何ともいたしたいと思ひます。健康保険の場合と同様な考で診療担当者に御診療を願う以外には方法がないと思つておるのであります。

○榊原亨君 第二のほうの問題でありませうが、実はそこまでこの制度それ自身としては考へておらないのであります。ただお話を聞くと、病室、入院を

病院そのものが支給をいたしました場合
合というよりな意味で、実は中央社会
保険医療協議会におきましても、すで
に話題に上つております問題であり
ます。一般的に入院患者に全部そうい
うようなことをやる場合が主たる問題
としてそういう話が出ておるのではご
ざいますけれども、個々の場合には
は、お話のようなものも、特定の場合
にのみ支給するというようなことも考
える必要があるかも知れません。た
だ、それにつきましては、まだ話題に
上つておるとい程度でございますし
て、その具体的な処置につきましては
は、医療協議会におきましてもまだ結
論が出ておりません。従いまして、こ
の問題と関連をいたしまして、御趣旨
の点につきましては、何らか善処する
ように考えたいと思つております。

○榊原亨君 只今のお話であります
と、法律だけは作る、そしてそれに協
力いたします診療担当医に対すること
の未収、或いはそのほかの迷惑とい
うことは何も研究しておらない、その
ままでよろしいのだ、一応法律を作つ
たからこのままでいいことにつきま
しては、私は少くとも賛意を表するわ
けにいかんであります。これは、若
しもその未収ができませんような場合
におきましては、保険医が何かその帳面
に記入することによつて、次の日の収
入の印紙を貼ります場合、それを差引
いて事業主が金を渡してやるとか、或
いは何とかという方法を講じられなけ
れば、収入の少いこれらのかたんの
医療をやるといふこと、それが診療担
当者の犠牲に行われて承服するとい
うことは、何といたしまして承服するこ
とは私ではできないと思つてありま

す。殊に第二段目の、医療の面につい
ても、それはまだ研究中だというよう
なことでございます。と、本当に
迷惑するのは診療担当者だけでござ
いますので、この点のはつきりした点を
御研究下さいまして、次回にでもお話
を願いたいと思つております。殊に
医師の、診療担当医の苦情を処理する
という機関、或いは法律事項というも
のがこの中にはないと私は思つたので
ありますが、被保険者のこの苦情処理の
機関はこの法律の中に謳われておりま
すが、診療担当医が、不当なる処置に
対しまして、苦情を処理し得る機関が
この中に認められておらん。これは、
在来の健康保険においてもさうござ
いまして、殊にこういうふうな特殊
なる立場に置かれたかたんを治療
いたします場合の、それらの苦情処理の
たしなめというものを一体誰によつてその
機関というものを一体誰によつてその
苦情が、診療担当者の苦情が解決され
るといふことが何ら書いてない。これ
らの点につきましては、次回でよろし
うございまして、私が満足し得る御
研究をお願いいたしたいと思つて

○政府委員(久下勝次君) 最初のお話
は、次回を待ちましても、実は私も
の考え方としては、先ほど申し上げた以
上のことは申し上げられないのでござ
いまして、考え方といたしましては、こ
の保険制度がございまして、できると
きないとかかわらなず、日雇労働者
の家族が病気がかかった場合には医者
の門を叩くだろうと思つて。ただ、こ
れがございまして、その頻度が多くな
ることは考えられましようけれども、
程度の問題といたしまして、いづれに
してもそういうことはあり得ると思
つて。この保険制度がございまして、

考え方としては、健康保険の場合と同
様に、家族の療養に費用がかつた場
合には、本人に対してその半額をこの
保険から見るといふような考え方を
でございまして、当然あとの残つた半
額につきましては、お医者さん、診療
担当者、その被保険者の家族、或
いは被保険者との関係になるわけでござ
います。それまでを保険の制度で引受
けるというふうなことは参らな
かと思つてございまして、
それから苦情処理の問題につきま
しては、御尤もでございます。この点
は、私どもも遅延いたしておりますこと
は大変申し訳ない。お話のように、健康保
険法そのものにつきましてもさうな
御意見がかねてからあるわけでござ
います。これは、単にそれだけの問題の
みでなくて、いろいろ保険医の身分その
他に関連をいたしました問題として、
総合的に善処する考えの下に、実は検
討はいたしておるわけでござい
ます。一連の關係もございまして、こ
の制度にのみ特別な措置を講ずること
をいたさなかつたのであります。結論
も出ておりませんが、すでに検討い
たしてございまして、結論が出ましたな
らば、各種の社会保険制度を通じて善
処したいと思つておる次第であり
ます。

○委員長(堂森秀夫君) 他に御質疑ご
ざいませぬですか。
ちよつと速記を止めて下さい。
○委員長(堂森秀夫君) じや速記を始
めて下さい。質疑ございませぬですか。
○湯山勇君 日雇でございますか。
○委員長(堂森秀夫君) そりです。
○湯山勇君 日雇労働者の実態生計費

です。ね、その実態生計費の中で、医療
費が大体どれくらいな割合を占めてお
るか、そういう点について、この資料
の中にはそういう点が出ていないもの
です。ですから御説明を頂きたいと思
います。と申しますのは、一般に人事院
その他賃金をきめます場合に、食糧
費、それと関連してエンゲル係数によ
つてそれを修正いたしまして、大体理
論生計費をきめるわけですが、その場
合に食費の占める割合が、日雇労働者
ではかなり大きいと思つて。その除
けました残りの場合、一般公務員等
の給与算定の場合、何%が医療費にな
る、従つてそういうことから健康保険
の掛金はどれくらいまでが限度である
というふうな算定がなされると思つ
ますが、で、そういう日雇労働者の実態
生計費、理論生計費、そういうものが明
らかにになりました場合に、初めてこの
日雇労働者の健康保険の掛金八円とい
うものが、果して妥当なものかどうか
というふうなことの判断もできると思
いますので、その点、若し只今ないよ
うでしたら、次の機会でも結構ですが、
成るべく早く御調査頂けたらと思
つて。

○政府委員(久下勝次君) お尋ねの問
題につきましては、お尋ねのような理
論的な数字でないと思つて、確
かお手許に資料としてお配りいたしま
した現行社会保険における日雇労働者
の現状という資料をお配りしてあるの
が、いやないかと思つて、そのうち
日雇労働者生活実態調査結果表とい
うのが終いのほうにございまして、その
更に又あとのほうに、頁数で言います
と七十七頁になります。一番最後のと

ころでございまして、それに傷病の状
況及び治療の状況というのがござい
まして、日雇労働者一人当りの費用が
出ております。この数字によりまして日
雇労働者一人当りは医師の治療を受け
た者、その他の治療をした者を含まし
て五十九円九十銭でございます。同じ
く日雇労働者一人当りの被扶養者分は
百一円になつております。そのうちそ
れぞれ医師の治療を受けて医師に支払
いをしていただきましたものは、本人の分が
四十円、家族の分が七十八円になつて
おります。この治療費の支出の状況は
その次の頁にございまして、百分比で
申しますと、自費をやつております
ものは、本人分は四七・八%、被扶
養者の分三六・四%でございます。生
活保護法による医療扶助の本人の分が
三九・三%、被扶養者分が五五・二%、
社会保険が一・五%、これは本人分
であります。被扶養者分が六・三%と
いうふうな、その他も若干ございま
すが、こういう程度の数字つきり、実
はございません。

○湯山勇君 私も今局長の御説明にあ
つたような資料から何とかさういふ結
論を出さうと思つてみたのですけれど
も、これは治療を受けた人だけのこ
としか出ていないのです。保険料とい
うのは治療を受ける人、まあ言ひ方は
悪いかも知れないのですけれども、救
済するために、受けない人も負担する
わけでありまして、受けない人、受け
ない人、そういうものを総合して、一体実
態生計費、それにおいて受ける人、受
けない人を合せての平均がどういふ
うになつておるか、それが生活費のど
れくらいな割合になつておるか、その
割合は一般の公務員、或いはその他の

労働者の賃金と比べてどうなつておるか、こういう比較をしてみたいと思ひまして、いろいろこの資料を拜見いたしましたのですけれども、それが見当らないものですからお尋ねをいたわけです。

○政府委員(久下勝次君) 御趣旨御尤でございまして、そういうような数字がなければ本当の意味の正確な計画は立たないものでありますことは私も承知をいたしております。ただ問題は、一つは日雇労働者全部につきまして、おつしやるような意味における資料が何と、それからもう一つは、こういう保険制度ができません。そういうことが一つと、それからもう一つは、現在保険制度のない場合の医者にかかる率というものが大きく變つて参ります。そこですれにいたしまして、現在におきましては保険を実施したものととしての数字というものは、日雇労働者それ自身については推定以上のものはないと思つて居ります。そこで私どもとしては、結局とりました数字は、先も申し上げたのであります。健康保険の被保険者本人及び家族の状況、現状を抑えてみたのであります。これも、健康保険は私から申上げるまでもなく、ここ七、八年の間に受診率は急激に増加いたしております。そういうような実情でもあります。それで、これもいつの時期を抑えるかということになると、なか／＼この新しい制度との絡み合ひで私は非常にむずかしいと思つて居ります。非常にも、この計算等の、制度を立てます上の計算の基礎といたしましたのは、二十五年の歴史を持つて居ります健康保険制度の現状における本人及び家族の受診率を見まして、ただ先ほ

ど他のかたの御質問にお答え申上げたのであります。これには受給要件がございまして、これは一つの制限になります。これを失業保険の例に倣つて二割減と見まして、つまり健康保険の本人及び被扶養者それ／＼の二割減になるものと見ますと、更に最後にこれを安全率を見るために一割の安全率、こういうような計算の基礎をとりまして推計をいたしに過ぎないのであります。これをおつしやるような理論的な数字で分析するのが最も正しいと思つて居るのであります。先ほど来申上げたような事情もありません。結局はこれは三年も五年も実施をして参りまして、漸次その実情に應じて計画を考へて行くというふうなことになるを得ないと私も考へて居ります。

○湯山勇君 今のお話で大分よくわかつたわけですが、ただ私が心配して居ることは、健康保険の相似形が残りと思つて居ります。と申しますのは、例えば一千万円で生活して居る人が二分の一の五千万円で生活せよというふうな併し五千円で生活して居る人を同じ率で縮小いたしまして、二千五百円で生活せよということになるとこれは生きておられないかも知れないのであります。つまり保険料率等が、健康保険の割合だ、従つて日雇も大体同じような率ならばいいだろうというふうな、そういう、健康保険におけるいろいろ計算の基礎よりも、日雇における基礎が縮小された形で、大体の割合は同じだというふうなことで料率を出された

とすれば、これは非常に大きな負担が、規模が小さいだけに日雇労働者にかかつて来るわけなので、そこでこの八円というものが、一体私ども共済組合その他から見ますと、かなり高いのじやないか、率から言へば似たような率なんですけれども、率が同じであるというところは、生活規模の小さいものにとつては負担が多いということも考へられまして、そういう心配の点のあるかないかを私は明らかにしたい。こういうつもりでの質問でございまして、必ずしも一つ一つの、日雇労働者について実態生計費を集計してその平均を出すと必要なわけではないでございまして。若しその辺につきまして、資料がなくても、これはこうだというふうな御説明が頂けるようでしたら、それでも結構だと思ひますから……。

○政府委員(久下勝次君) 先ず申し上げたいと思ひますのは、お話の問題は二つに合せて考へられると思つて居りますが、先ず最初に申し上げたいと思ひますことは、これは疾病の保険が主体でございます。従ひまして生計費の問題と直接は関係がないので、ただ日雇労働者という特殊な勤労状態にありまされるかた／＼、及びその家族の病気になるかた／＼、及びその率であるかというふうな問題を判定をしなければならぬことだと思ひます。その点は結局どのくらい医者にかかつて居るであろうかというの現在の状況及び保険を作つたならばどの程度に保険を利用して医療を受けるであろうかというふうなことの推定と、この二つがあるわけでございます。前者につきましては、先ほど申し上げた数字以上のものはないのでございまして、後者につきま

しては、私は現在の、私が先ほど御説明申し上げた推定の仕方は決してこれは安全率の点から申しますれば心配はないと思つて居ります。と申しますのは、こういう種類の医療保険の制度というものは、私どもの判断では制度のできたてはそういう利用者がない。だんだんこの制度の実態がわかつて来て利用者が増えて来るというふうなことになるうと思ひますので、少くとも当初の間の計画といたしましては、健康保険の現在の受診状況を抑えて行くという考へ方は、私どもとしてはそう財政の上でも実施の上でもその他の点でも心配はないと考へて居るものでございまして。もう一つは、先ほど触れたのでございまして、健康保険は二十五年の歴史を持ち、而も最近十年近い間というものは急激に利用率が殖えて居るのでございまして、随分急激に殖えて漸次最近の状況は殖える率が停滞をしつつございまして。殖えては居りますけれども、ここ二、三年前ほどな殖え方をいたしておらない。そういうことと成る程度、どこまで行くかわかりませんが、だんだん受診率というものはおのずから限度に来るのではないかというふうな考へられまして、相当に制度が普及して理解が行届いて参りました健康保険制度がさうな状況でありますので、その現状をとりましては、これは私どもとしてはそう無理はないんではないかというふうな考へた次第でございまして。それから最後に保険料の問題でございまして、保険料につきましても、確かに同じ比率でありまして、少額所得者のほうが苦しいというところは私どももわかります。ただ理窟を言えば、同じ率で払うわけですか

ら、苦しさは違ふといつてもそう大きなことではないんであるというところが一つ、もう一つは、実は健康保険の適用を現在受けて居ります被保険者の中にも、いわゆる常雇の人たちの中にも、私から申上げるまでもなく現行では二千万、今度の改正で三千万に最低が上りましたが、少くとも三千万程度の月額収入の者がまだ相当、何十万というわけでございます。そういう人たちはやはり同じ率で千分の三十の本人負担分を負担して居るわけでございますが、そういう意味合ひにおきましては、日雇労働者のかた／＼といたしましてもやはり平均賃金から申しますれば月に税五千万、恐らく税がからんと思ひますが、五千万くらいの収入になるわけでございますので、私どもの考へではそう無理な要求ではないであらう、八円ということがそう無理ではない、何とか浚いで頂けるであらうというふうな考へ方をいたしたわけでございます。

○湯山勇君 私がお尋ねいたして居りますのは、結局これが妥当かどうかというところについての理論的な根拠を示し頂きたいということだけなんです。これはなお一つ御検討頂きたいと、もう少し明確にお示し頂きたいと思ひます。

続いて、局長から安全率というお話がございまして、これはこの資料の制度実施に要する経費概要の所を見ますと、歳入の所で郵政事業特別会計から受入れる、これが大体保険金、負担する、納めるほうの保険金になるわけでございます。それに対して歳出の所では保険給付費とそれから最後に予備費というのが相当たくさん

ら、苦しさは違ふといつてもそう大きなことではないんであるというところが一つ、もう一つは、実は健康保険の適用を現在受けて居ります被保険者の中にも、いわゆる常雇の人たちの中にも、私から申上げるまでもなく現行では二千万、今度の改正で三千万に最低が上りましたが、少くとも三千万程度の月額収入の者がまだ相当、何十万というわけでございます。そういう人たちはやはり同じ率で千分の三十の本人負担分を負担して居るわけでございますが、そういう意味合ひにおきましては、日雇労働者のかた／＼といたしましてもやはり平均賃金から申しますれば月に税五千万、恐らく税がからんと思ひますが、五千万くらいの収入になるわけでございますので、私どもの考へではそう無理な要求ではないであらう、八円ということがそう無理ではない、何とか浚いで頂けるであらうというふうな考へ方をいたしたわけでございます。

でございます。二億五千万幾ら。この予備費として保険給付費と併せましても実際はこの郵政事業特別会計からの受入れに達しないわけです。つまりこれだと実際に政府がやると言いながら、むしろお互いに相互に助け合うというところにしようがもつとこれは安くて、本人にとつても有利なのである、こういう考え方もできるので、安全率というのはむしろこういうところからくりがあつて、これでは出しただけのものが本日に日雇労働者に返つて来ない、こういう規模になつておると思う。勿論事務費は国のほうで持つことになる、これは結構ですけれども、それに角使用者並びに日雇労働者が出しただけのものが本人に返らない、他の保険ではむしろ出した以上のものが返つて来る、こういう形になつておるのですが、これは一体甚だ私には不合理じやないかと思ふのですが、如何でしょうか。

○政府委員(久下勝次君) これは昭和二十八年年度の数字を出しましたもので、かようになつておるのです。実は法の施行関係からかようになつておるのです。なぜかと申し上げますと、先ほども申し上げたのでありますが、この法案が御審議の上通過いたしますれば十一月から法案を施行することになつております。そういった十一月に施行いたしますが、すぐに保険料の徴収はできない、先ず私どもの考えでは五十万人の対象に対して一申請を取り、手帳を交付するという仕事在全国的に行われます。又事業主におきましてはそれ／＼帳簿に記載したり諸準備を整えないと、一斉に保険料徴収ということができません。そ

の期間は、法が十一月一日に施行するといつたしまして大体二カ月前かかると思ひます。二カ月前として年末までには終りたいと思ひますが、正月に保険料を取り始めるということもできませんから、そこで正月の十五日間を避けまして、十五日から保険料を具体的に徴収する、こういうふうな考へておるのであります。手帳を一斉に持つておる人々、この対象になる人々が所定の事業所に就業しますその都度保険料を納めることになりす。その一斉に納め始めます時期を一月十五日に予定しております。そういったと、先ほども申し上げましたが、受給要件が二カ月前二十八日というのがあります。そうすると給付の開始が三月一日以降になります。そこで結局は一月半というものは先ず保険料を納めて受給要件を満たして、病氣になつた場合に医者に掛かる、こういうことになり

ますので、従つて二十八年度だけを区切つて申し上げます、保険料は二月半納めて給付は一月きりしかなく、こういう結果になりますので、そこで只今おつしやる通り郵政事業特別会計からの受入れ三億七千五百万円というものは二月半の保険料でございます。それから給付のほうは一月だけでございます。丁度二倍半をいたしますと、大体それにむしる足りなくなるくらいな計算でございます。これは結局保険の実態の費用というものは大体これが一ぱい一ぱいぐらになるはずでございます。

なおここで細かいことを申上げて恐縮でございますが、印紙売捌手数料というものは、ここに一月十五日からの

二月半分、千九百七十七万円が歳入に計上してございます。これは理論的に申し上げますと、保険給付費、つまり保険料から支弁すべきものでございまして、この保険につきましては、特に政府の国庫補助で以て賄うことになってございます。そういうような関係もありません。御了承願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 今の御説明はよくわかりました。それは保険給付費が少いといふことはそれで了解できるわけですが、ところがそれではやはりお金がたくさん余つて来るわけなので、余つたのが恐らく予備費に廻ると思うのですが、その予備費と保険給付費と合せればこれはやはり収入よりも多くないと工合悪いのじやないかと思ふのです。今の御説明によりまして、支出するものは少く受けるものは多い、従つて支出と受入れたらとの差はこれはいい、併し余つたものは予備費に廻しますから、少くとも納めたものが全部労働者のために全部廻るとすれば、予備費とそれとを合せたものが収入、郵政事業特別会計から受入れた額よりも多くなれば初めて納めた以上の恩恵を受け、こういうことになるわけですね。ところが実際は予備費とそれとの合計がそれよりも少いといふことは私ちよつと納得行きかねるわけですね。

○政府委員(久下勝次君) おつしやる点が少し私には理解いたしかねます。が、保険給付と予備費を合せますと三億九千五百万円ほどになるのであります。保険料は三億七千五百万円でございます。それから、そういう意味合いにおきましてはおつしやる通りになつておるのでございます。

○湯山勇君 予備費は幾らですか。
○政府委員(久下勝次君) 二億五千三百万円。
○湯山勇君 失礼しました。私のほうは一億幾らになつておるものですか。
○委員(堂森芳夫君) ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員(堂森芳夫君) 速記をつけ。じや暫時休憩いたします。
午後四時二分休憩

午後四時三十九分開会
○委員(堂森芳夫君) 休憩前に引続きました再開いたします。日雇労働者健康保険法案に対する審議はこの程度にいたしまして、残りは次回に廻したいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員(堂森芳夫君) 次に理事の補欠互選を行います。
○湯山勇君 理事の互選は成規の手続を省略し、委員長の指名とせられんこととの動議を提出いたします。〔賛成〕
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堂森芳夫君) 只今の湯山君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員(堂森芳夫君) それでは藤原道子君にお願いいたします。それでは本日これにて散会いたします。
午後四時四十二分散会

昭和二十八年九月十七日印刷

昭和二十八年九月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局